

千葉県卸売市場協力会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県地方卸売市場（以下「市場」という。）の環境保全を図るため、千葉県卸売市場協力会（以下「協力会」という。）が行う環境衛生事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、協力会に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）並びに種目、経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県卸売市場協力会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金計画書

(補助金交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更は除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止及び廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、千葉県卸売市場協力会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 第4条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとする場合は、千葉県卸売市場協力会事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により市長が必要と認める場合は、補助事業を行う者は補助事業の遂行状況を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、会計年度終了後速やかに、千葉市卸売市場協力会事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合はこの限りではない。

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市卸売市場協力会事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市卸売市場協力会事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付の請求をするときは、千葉市卸売市場協力会事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市卸売市場協力会事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項及び第2項の規定による返還命令は、千葉市卸売市場協力会事業補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

区 分	事 業 種 目	経 費	補 助 率
環境衛生事業	生ごみ再生事業	生ごみの運搬及び再生処理に要する経費（光熱水費、委託料）	事業に要する経費の2分の1以内
	発泡スチロール再生事業	発泡スチロールの運搬及び再生処理に要する経費（光熱水費、委託料、使用料及び賃借料）	
	パレット再生事業	パレットの運搬及び再生処理に要する経費（委託料）	

年度千葉市卸売市場協力会事業補助金交付申請書

(あて先) 千 葉 市 長

申請者住所
 団体名及び
 代表者名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
 記名押印してください。

年度において次のとおり補助事業を実施したいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により補助金の交付を申請します。

補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
事 業 着 手 及 び 事 業 完 了 (予 定) 年 月 日	年 月 日 年 月 日
交 付 を 受 け よ う と す る 補 助 金 の 額 及 び そ の 算 出 の 基 礎	
経 費 の 配 分 及 び 使 用 方 法	
補 助 を 受 け た い 時 期	年 月 日 年 月 日
申 請 者 が 営 む 主 事 業	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 資金計画書 4 その他

様

年度千葉市卸売市場協力会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市卸売市場協力会事業補助金について次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の交付予定時期	年 月 日
補助金の交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止及び廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を厳守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

変更
年度千葉市卸売市場協力会事業 中止 承認申請書
廃止

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者住所
団 体 名 及 び
代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあ
った千葉市卸売市場協力会事業を次のとおり(変更・中止・廃止)したいので、承
認されるよう千葉市補助金等交付規則第5条第1項第1号又は第2号の規定によ
り申請します。

補助事業の内容等	変更前
	変更後
(変更・中止・廃止) の理由	
(変更・中止・廃止) 予 定 年 月 日	
添 付 書 類	

年度千葉市卸売市場協力会事業実績報告書

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者住所
 団体名及び
 代表者名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
 記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあ
 った千葉市卸売市場協力会事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条
 の規定により次のとおり報告します。

補助事業の 着手年月日 完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 円 年 月 日 円 計 円
補助事業の 経費精算額	円
添付書類	1 収支決算書 2 補助事業の経過及び成果を証する書類等 3 その他

様

年度千葉市卸売市場協力会事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市卸売市場協力会事業実績報告書により、
年度千葉市卸売市場協力会事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金
等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

年 月 日

年度千葉市卸売市場協力会事業補助金交付請求書

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者住所
団 体 名 及 び
代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付け第 号千葉市卸売市場協力会事業補助金額確定
通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条の
規定により請求します。

記

金 円

- 添付書類
- 1 補助金額確定通知書の写し
 - 2 その他

年度千葉市卸売市場協力会事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千 葉 市 長

補助事業者住所
 団 体 名 及 び
 代 表 者 名

（注）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、
 記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあ
 った補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交
 付規則第16条第2項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円												
補助金の既交付額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	年	月	日	円	年	月	日	円			計	円
年	月	日	円										
年	月	日	円										
		計	円										
今回の交付請求額	円												
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付決定通知書の写し 2 その他 												

様

年度千葉市卸売市場協力会事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市 第 号により通知した千葉市卸売市場協力会事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

年度千葉市卸売市場協力会事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付 円 年 月 日 交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。